**コロナ禍で明らかになった学童の重要性**

**学童保育の運営強化を**

**市職員の委託業務従事解消へ**

**自治体直営で学校同等の運営を**

**同じ子供が同じ学校敷地内で過ごす学童保育。藤枝市は社会福祉協議会に委託しています。**

**今回のコロナで、学童は社会的に必要な事業であるという認識が図らずも多くの方に知られることになりました。**

**ただ預かるだけではなく、放課後の時間子供たちをどう過ごさせるのか、異学年の子供達をどう同じ保育室内で過ごさせるのか、先生同様の専門性が指導員に求められますが、全て非正規雇用です。**

**コロナで学校同等の役割を担わされた学童保育、全国3割の自治体では直営で運営されています。藤枝市も踏み出すべきです。　　　　　　　　7月3日　本会議　一般質問**

**私は現場の指導員の方の声を聞きながら6月議会でこの問題を取り上げました。市は現場の苦労を承知しつつ、これまで処遇の改善に努めてきたことを主な理由として現状維持する姿勢です。**

**11時間超勤務を毎日こなす指導員を毎日見てきた保護者は「（過労で）倒れやしないか」と心配するほどです。現状を見た対応が求められます。**

指導員の処遇、責任に見合う改善を

**3月3日、突然の一律休校で教育現場や保護者は大混乱に陥りました。**

**学童保育は全日保育の実施が求められ、基本放課後だけの保育からの大転換で、こちらも大混乱に陥りました。主任指導員は午前9:45分出勤、午前中は事務作業や午後の保育の準備にあてていましたが、いきなり毎日朝7時半からの保育をする事を強いられました。**

**全国の学童保育の運営状況**

**半からの保育を強いられました。**

**午後だけ勤務の補助指導員の応援も得るなど懸命の努力に加え、学校の授業の代わりの役割も求められる立場に。また、狭隘な保育室内で子供の感染という最悪の事態に備えながらの勤務が3か月も続きました。**

**夕方の6時過ぎまで勤務して残業手当を含め手取りが19万少々、責任の重大性に見合った処遇と言えるものではありません。**



学童保育の運営主体

法律生活相談会のお知らせ

**日本共産党議員団は、毎月、静岡法律事務所の弁護士の同席のもと無料法律生活相談を実施しています。**

**とき：毎月最終火曜日の午後6時　場所：生涯学習センター**

**※特に予約制ではありませんが、ご一報いただければ助かります**。　**石井携帯090-8421-8194**

**2020年2月議会報告　NO38　日本共産党藤枝市議団発行　054(643)6898**